

香川県条例第16号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職員の正規の勤務時間の割振り) 第7条 略</p> <p><u>(教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置)</u> <u>第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。</u></p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間の割振り) 第7条 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。